

特別養護老人ホームいなさ園 サービス料金表（令和4年10月改定）

● 介護福祉施設サービス費(1日あたり)

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

居室区分	要介護度	介護保険給付対象項目(※金額は1割負担の場合)							介護保険給付対象外項目		1日あたりの見込み利用負担額
		基本サービス費	加算サービス費						居住費	食費	
			介護福祉施設サービス費	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)注1	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)注2			
多床室	要介護1	573円	36円	16円	12円	53円	17円	10円	855円	(3食) 1,445円	3,017円 2割負担:3,734円 3割負担:4,453円
	要介護2	641円	36円	16円	12円	59円	19円	11円	855円	(3食) 1,445円	3,094円 2割負担:3,888円 3割負担:4,682円
	要介護3	712円	36円	16円	12円	64円	21円	12円	855円	(3食) 1,445円	3,173円 2割負担:4,048円 3割負担:4,921円
	要介護4	780円	36円	16円	12円	70円	23円	14円	855円	(3食) 1,445円	3,251円 2割負担:4,201円 3割負担:5,151円
	要介護5	847円	36円	16円	12円	76円	25円	15円	855円	(3食) 1,445円	3,327円 2割負担:4,351円 3割負担:5,378円
従来型個室	要介護1	573円	36円	16円	12円	53円	17円	10円	1,171円	(3食) 1,445円	3,333円 2割負担:4,050円 3割負担:4,769円
	要介護2	641円	36円	16円	12円	59円	19円	11円	1,171円	(3食) 1,445円	3,410円 2割負担:4,204円 3割負担:4,998円
	要介護3	712円	36円	16円	12円	64円	21円	12円	1,171円	(3食) 1,445円	3,489円 2割負担:4,364円 3割負担:5,237円
	要介護4	780円	36円	16円	12円	70円	23円	14円	1,171円	(3食) 1,445円	3,567円 2割負担:4,517円 3割負担:5,467円
	要介護5	847円	36円	16円	12円	76円	25円	15円	1,171円	(3食) 1,445円	3,643円 2割負担:4,667円 3割負担:5,694円

☆ その他、個別機能訓練加算(12円/日)、経口移行加算(28円/日)、療養食加算(6円/1食)などを算定する場合があります(※2割負担の場合はそれぞれの2倍の額、3割負担の場合はそれぞれの3倍の額となります)。

注1 介護職員処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の1月の総額の8.3%を算定するため、上記金額は概算となります。

注2 介護職員等特定処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の2.7%を算定するため、上記金額は概算となります。

注3 介護職員等ベースアップ等支援加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の1.6%を算定するため、上記金額は概算となります。

☆滞在費、食費については利用者の世帯の所得に応じて負担の軽減があります(別表参照)。

《食費と居住費（滞在費）の利用者負担について》（令和3年8月改定）

● 食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円／日）

所得の状況（※1）		預貯金等の資産の状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額 （円／日）			食費の負担限度額 （円／日）	
			ユニット型個室 （みせんの里）	従来型個室 （いなさ園）	多床室 （いなさ園）	施設入所	ショート ステイ
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820	320	0	300	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820	420	370	390	600
第3段階 ①	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310	820	370	650	1,000
第3段階 ②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310	820	370	1,360	1,300
第4段階	上記以外の人		2,006	1,171	855	1,445	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料となります。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

● 負担限度額の認定申請

- ・ 居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。
- ・ 市へ認定申請を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。
- ・ なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。